

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和4年3月29日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	イーストスプリング・アジア・オセアニア公益インフラ債券 ファンド（毎月決算型） イーストスプリング・アジア・オセアニア公益インフラ債券 ファンド（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託終了（繰上償還）の手続きの結果、信託終了（繰上償還）が確定したため、令和4年2月21日付けをもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部について、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2022年2月22日から2022年8月18日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 _____ ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託を終了（繰上償還）することとなった場合、申込期間は2022年3月30日までとなります。

<訂正後>

2022年2月22日から2022年3月30日まで

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～（略）

ファンドの特色

（略）

[信託終了（繰上償還）の予定について]

2015年6月16日の設定来、「イーストスプリング・アジア・オセアニア公益インフラ債券マザーファンド」および「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の公益インフラ債券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、2021年12月時点において「毎月決算型」「年2回決算型」の純資産総額はともに信託約款に定める繰上償還の基準となる30億円を大きく下回る状態が続いており、また、各ファンドにおける純資産総額の大幅な増加は見込み難しく、今後は十分な分散投資の実施や効率的な運用が困難になることが懸念されます。弊社といたしましては、信託契約を終了することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

<信託終了（繰上償還）の日程および手続き>

受益者および受益権口数の確定	: 2022年2月24日（木）
書面による議決権行使受付最終日	: 2022年3月17日（木）
書面による決議の日	: 2022年3月18日（金）
（信託終了（繰上償還）の可否が決定される日）	
信託終了（繰上償還）予定日	: 2022年4月27日（水）

2022年3月18日に、各ファンドにおいて、2022年2月24日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合は、信託を終了（繰上償還）いたします。

なお、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかったファンドについては信託を終了（繰上償還）いたしません。

（注）2022年2月22日以降に各ファンドをご購入いただき、これにともない受益者となる方は、上記手続きを行う権利がございません。

信託終了（繰上償還）の可否は、2022年3月18日以降、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のホームページでご確認いただけます。

（注）書面決議の結果、一方のファンドのみが信託終了（繰上償還）し、他方のファンドは信託終了（繰上償還）せず、運用を継続することがあります。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、ご解約のお申込みは2022年4月19日まで通常通り受け付けます。また、取得申込みの最終受付日は、2022年3月30日となります。

<訂正後>

～（略）

ファンドの特色

（略）

[信託終了（繰上償還）の実施について]

2015年6月16日の設定来、「イーストスプリング・アジア・オセアニア公益インフラ債券マザーファンド」および「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の公益インフラ債券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、2021年12月時点において「毎月決算型」「年2回決算型」の純資産総額はともに信託約款に定める繰上償還の基準となる30億円を大きく下回る状態が続いており、また、各ファンドにおける純資産総額の大幅な増加は見込み難しく、今後は十分な分散投資の実施や効率的な運用が困難になることが懸念されます。弊社といたしましては、信託契約を終了することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき信託終了（繰上償還）の手続きを行いました。

その結果、2022年3月18日に、各ファンドにおいて、2022年2月24日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されたため、信託を終了（繰上償還）いたします。

ご解約のお申込みは2022年4月19日まで通常通り受け付けます。また、取得申込みの最終受付日は、2022年3月30日となります。

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2015年6月16日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

2015年6月16日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2022年4月27日 信託終了（予定）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

<各ファンド>

2015年6月16日から2025年5月20日までとします。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託を終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2022年4月27日までとなります。

<訂正後>

<各ファンド>

2015年6月16日から2022年4月27日までとします。